

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和8年4月24日

奄美市農業委員会

第4回定例総会議事録

奄美市農業委員会第4回定例総会議事録

1. 招集日時 令和8年4月24日(金) 午後3時～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
		8	榮 清安
2	朝 郁夫	9	西 盛満
3	茂木 幸生	10	山田 正修
4	与沢 裕美	11	岸田 国広
5	照井 香里	12	里 和彦
6	大瀬 昭信	13	中棚昭三十
7	日高 千夏	14	田中 幹雄

4. 欠席委員 1名 1番 里 義文

5. 事務局職員

事務局長 中村 幸信 事務局次長 米田 渚

笠利分室長 松本 信光 主幹 竹山 和幸

6. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第23号 非農地の判定について

議案第24号 農用地利用集積等促進計画(合意解約)の決定について

議案第25号 農用地利用集積等促進計画(利用権設定)の決定について

7. 協議報告事項

5月の総会日程について

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は 13 名で、欠席者 1 名であり、総会は成立いたしました。

これから、令和8年第4回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります。

《日程第1》

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、5番 照井 委員と6番 大瀬 委員のお二人を指名いたします。

《日程第2》

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり、議案第21号から議案第25号までの5件を予定しております。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(全委員から異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は本日1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。

(全委員から異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

《日程第3》

議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請、N013 について議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

5ページをご覧ください。

今月の農地法第3条の許可申請は売買が1件の申請です。

6ページをご覧ください。

N013は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字屋仁の1筆の申請です。

農地区分は第1種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は561㎡で売買による所有権移転の申請となります。

譲受人はサトウキビ農家で経営拡大による農地取得のためサトウキビを栽培する計画です。

以上1件です。

議長

(岸田 会長)

それではN03の担当調査委員による報告をお願いします。

13番

(中棚 委員) 譲受人について調査報告

13番中棚です。議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について 受付番号13番譲受人の報告をいたします。 4月15日午前9時に現地の畑にて待ち合わせをしました。現地調査の立ち合いに事務局から松本分室長、竹山主幹、丸田農地利用最適化推進委員と中棚で譲受人に申請書と畑の確認をしました。畑の地番、面積、対価は申請書のとおりでありますとのことです。今回は松本分室長が初めての案件で譲受人は元〇〇であり分室長は立会いを希望されました、譲受人はサトウキビ作りを頑張っています 今回の申請地は自分の畑の横になり購入することにしたそうです。

(中棚 委員) 土地について調査報告

土地の報告いたします ページの13から15ページを見られてください14ページの申請地の地番は笠利町大字屋仁字〇〇になっていますがこちら辺一体は川上と言っています。案内図の上のほうに点線で四角囲っているのが〇〇の鶏舎になります。15ページの申請地の上の〇〇は譲受人の畑になります。申請地は今〇〇が農地バンクを利用していましたが今月に合意解約が出されています。今後譲受人がサトウキビを作るとおもいます。今回は売買であり申請地のまわりはサトウキビ畑ばかりですので問題ないと思います。農業委員のみなさんのご審議よろしくをお願いします。農地法第3条の調査書の第2項第1号 第2項第2号 第2項第3号 第2項第4項 第2項第6号 第3項第2号は別紙のとおりでありますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

事務局

(竹山 主幹) 譲渡人について調査報告

農地法第3条の規定によるN013について、調査報告をいたします。

4月15日水曜日13時45分頃に、譲渡人が現在龍郷町に住んでいる為電話でお話を伺いました。土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容

に間違いのないことでした。皆様のご審議をお願いします。

議長

(岸田 会長)

それではN013の質疑に入ります。
質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員の挙手)

(岸田 会長)

全員賛成であります。

よって、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請、N013について、
審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《日程第4》

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請、N04 から N06 について
議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

17ページをご覧ください。議案第22号農地法第5条の規定による許可申請
について

今月の5条申請は3件で売買による転用の2件と賃貸借による一時転用の1
件の申請です。

18ページをご覧ください。

N04の申請地は奄美市笠利町大字笠利地内の1筆の申請であります。

農地区分は第2種農地であります。

申請地は20ページの案内図をご覧ください。〇〇から北西に約90mに位
置し、〇〇集落内にある土地であります。

転用計画は一般住宅の建設による農地の転用で農地面積は353㎡です。資
金については自己資金と銀行融資となっており、被害防除計画書、誓約
書、代替地検討資料など添付しております。

29ページをご覧ください。

N05の申請地は奄美市名瀬大字芦花部地内の4筆の申請であります。
農地区分は第2種農地であります。

申請地は31ページの案内図をご覧ください。鹿児島県から受注した砂防
工事の現場から南に約240mに位置する遊休農地であります。

転用計画は砂防工事で発生する土や工事で使用する土砂などの仮置き場
としての一時転用です。農地面積は4筆合計1,243㎡、そのうち690㎡を一
時転用する計画です。

工事の目的である一時的な転用が完了したら速やかに農地に復元する旨
の誓約書も添付しております。

43ページをご覧ください。

N06の申請地は奄美市笠利町大字用安地内の2筆の申請であります。
農地区分は第2種農地であります。

申請地は46ページの案内図をご覧ください。〇〇集落の東側に位置し、
〇〇漁港に向かう市道沿いの集落内にある土地であります。

51ページをご覧ください。

この案件は令和6年3月に転用許可を受けた農地の転用をする者が変更と
なったため、事業計画変更承認申請書を添え、改めての転用申請です。
当初計画者である譲渡人から、承継者である譲受人へ転用を引き継ぎ、
転用内容は同じく宿泊施設の建設による農地の転用で農地面積は1,015
㎡です。

資金については融資となっております。

また、当初計画者である譲渡人から転用を断念した経緯など始末書や報
告書も添付しております。

以上3件です。

議長

(岸田 会長)

それでは担当調査委員による調査意見の報告をお願いします。

N04の譲受人、譲渡人、土地について

1番

(里 義文委員※事務局代読) 譲受人について調査報告

担当調査委員である里義文委員が欠席の為、事務局の方で代読します。

1番里です。議案第22号農地法第5条の規定による許可申請についてN04の譲
受人のご報告をさせていただきます。4月14日午前9時に笠利分室の松本分室
長・竹山主幹・西なおみ推進員・自分と譲受人の奥さんと申請地の農地に於

いて農地の現状確認調査及び聞き取り調査を行いました。譲受人は〇〇関係の会社に勤務しているとの事でした。譲受人家族は〇〇から移住をして来たとの事でした。今、住んでいる所が狭くなったため家を建築したいとの事でした。代替地も3件ほど考えましたが金銭面で折合いがつかずに断念をしたとの事でした。〇〇集落で土地を探していたら譲渡人から土地を譲って貰えるとの事でした。取得後すぐに着工をしたいとの事でした。土地の所在及び権利の設定などに係る単価など記載内容に間違いのないとの事でした。造成工事の見積書・新築工事の見積書も提出されていますので、問題ないと思います。ご審議のほど宜しくお願い致します。

(里 義文委員※事務局代読) 譲渡人について調査報告

N04の譲渡人のご報告をさせていただきます。4月14日午前9時に笠利分室の松本分室長・竹山主幹・西なおみ推進員・自分と譲渡人の弟と申請地の農地に於いて農地の現状確認調査及び聞き取り調査を行いました。譲渡人は長年にわたりカボチャ農家として頑張っていましたが高齢になり今は弟が農地の管理をしているとの事でした。譲受人から自宅を新設したいので農地を譲っていただけないか相談を受けて農地を譲る事に決めたとの事でした。農地の所在及び権利の設定などに係る対価など記載内容間違いのないとの事でした。ご審議のほど宜しくお願い致します。

(里 義文委員※事務局代読) 土地について調査報告

N04土地についてご報告をさせていただきます。土地の現状は草が生えて原野化していました。長年にわたり何も耕作をしていない状態でした。農地の回りは民家に囲まれており周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。場所に於いては20ページをお願い致します。県道を〇〇方向に進み〇〇を過ぎて100メートル近く進んで左側の道の〇〇の近くの農地です。27ページをお願い致します。農地の前側が代替地の農地になっています。2種農地でもあり事前着工もなく問題ないと思います。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長

(岸田 会長)

10番

それではN05の調査報告をお願いします。

(山田 委員) 譲受人について調査報告

議案第22号、農地法第5条の規定によるN05についての調査報告をいたし

ます。譲受人に3月16日、17時頃に聞き取りを致しました。これは、譲渡人から先に聞き取りをして、土地の所在は、奄美市名瀬大字芦花部〇〇の土地4筆、29ページの資料に地番名が記載されています、ご覧になってください。面積は、土地4筆、1.243㎡のうち、690㎡。転用の理由と目的は同じ芦花部地内で県発注の砂防工事を受注しているため、その工事が出る土砂の仮置場として使います。期間は、令和8年4月から令和8年9月まで。賃貸契約です。30ページから36ページまで必要図面等が添付されています。37ページに農地復元誓約書、40ページから着工前写真、42ページにすべての工事に関する誓約書も添付されています。農地復元もされるものだと思いますし、この場所は以前にも、他の建設会社に土砂置き場として貸し出されていますので、この場所を選んだそうです。場所としても問題はないかと思われます。以上、調査報告終わります。

(山田 委員) 譲渡人について調査報告

3月16日、17時頃に譲渡人の事務所で聞き取りを致しました。転用面積は1.243㎡のうち690㎡。賃貸借により期間が令和8年4月から令和8年9月まで。その他は資料のとおりで間違いのないことでした。

(米田 次長) 土地について調査報告

議案第22号5条申請N05の土地について調査報告をいたします。令和8年4月16日午前11時に事務局にて土地の調査を行いました。

当該地は、資料31ページにありますように、芦花部集落外れにあり、前回の一時転用申請でも利用された場所で、砂防ダムへの通行路沿いに位置しております。

現地の状況及び申請内容から、公共工事に伴う発生した土の一時仮置き場としての利用は、やむを得ないものと判断いたします。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

(岸田 会長)

それではN06の調査報告をお願いします
譲受人、譲渡人の報告を事務局

(竹山 主幹) 譲受人について調査報告

農地法第5条の規定によるN06について、調査報告をいたします。

4月17日金曜日14時20分頃に、譲受人の会社が〇〇に所在している為代表者に電話でお話を聞くことができました。当地は、譲受人が奄美大島

事務局

議長

事務局

<p>議長</p>	<p>に宿泊所を建設したいと考えており、この土地の情報を得て5条申請を行ったとのことであります。申請内容について確認しましたが、記載内容に間違いはないとのことでした。皆様のご審議をお願いします。</p> <p>(竹山 主幹) 譲渡人について調査報告 農地法第5条の規定によるN06の譲渡人について、調査報告をいたします。4月17日金曜日14時00分頃、譲渡人の会社が〇〇に所在している為電話でお話を伺いました。譲渡人は、令和6年3月の総会で5条許可されていましたが、宿泊施設の建設費の高騰が想定の1.5倍から2倍多くかかり建設を断念せざるをえないとの結論に至ったとのことでした。皆様のご審議をお願いします。</p>
<p>12番</p>	<p>(岸田 会長) それではN06の土地の調査報告をお願いします</p> <p>(里 和彦委員) 土地について調査報告 農地法5条の規定によN06について調査報告いたします。土地について 4月21日 午前9時頃、現地を西秋子推進委員、笠利分室長 松本信光さん、竹山主幹、里4名で調査しました。現地は以前から地元の畜産農家の方が牛の飼料作物として利用しており、刈り取り作業中でした。土地の境界も明確で、周囲も観葉植物の畑、原野化した農地がありますが周囲への影響はないかと思われます。皆様のご審議をお願いします。</p>
<p>議長</p> <p>2番</p> <p>事務局</p>	<p>(岸田 会長) それではN04からN06まで順次質疑に入ります。 N04について質疑はございませんか (質疑なし)</p> <p>N05について質疑はございませんか。 (質疑なし)</p> <p>N06について質疑はございませんか。</p> <p>(朝 委員) 2番朝です。譲受人の会社の設立時期、実績の有無、資金の確保について教えてください。</p>

議長	<p>(中村 事務局長) 会社の設立は今年の2月で実績はなし、資金については残高証明書等が添付されており確認しております。</p>
7番	<p>他に質疑はありませんか</p>
事務局	<p>(日高 委員) 土地の売買金額について前回の売買金額と差は有りますか。</p>
7番	<p>(竹山 主幹) 金額は同額です。</p>
12番	<p>(日高 委員) 前回、5条許可後もこの土地でこれまで飼料作物として利用していることで特に問題はおきていないのか。</p>
議長	<p>(里 和彦委員) 土地が荒れるよりは利用させた方が良いとのことでした。</p>
	<p>(岸田 会長) 他に質疑はございませんか 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p>
	<p>N04について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員の挙手) 全員賛成であります。</p>
	<p>N05について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員の挙手) 全員賛成であります。</p>
	<p>N06について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員の挙手) 全員賛成であります。</p>
	<p>よって、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請、N04からN06について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。</p> <p>《 日程第5 》 議案第23号 非農地証明願いの認定 N08について議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>

よって、議案第23号 非農地証明願いの認定N08について、審議の結果これを承認することに決定いたしました

《日程第6》

議案第24号 農用地利用集積等促進計画の合意解約について議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

83ページをご覧ください。議案第24号 農用地利用集積等促進計画の合意解約について今月の合意解約は笠利地区のみです。

86ページから87ページの合意解約 管理表をご覧ください。

解約理由は、番号の1番が他の者への売買で今月の3条申請の案件です。番号の2番から18番までが耕作者の変更です。

以上、合意解約 笠利地区 18件 解約面積 30,019㎡です。

以上です。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第24号 農用地利用集積等促進計画の合意解約について承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

《日程第7》

議案第25号 農用地利用集積等促進計画の利用権設定について議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

88ページをご覧ください。議案第25号 農用地利用集積等促進計画の利用権設定について今月の利用権設定は名瀬地区、住用地区、笠利地区 三支所すべてです。

90ページの名瀬地区の総括表をご覧ください。利用権の内容は 賃貸借です。

91ページの名瀬地区の管理表をご覧ください。

名瀬地区 利用権設定2件 契約面積1,942㎡です
次に92ページの住用地区の総括表をご覧ください。利用権の内容は 賃貸借です。

93ページの住用地区の管理表をご覧ください。

住用地区 利用権設定 5件 契約面積1,722㎡です
次に94ページの笠利地区の総括表をご覧ください。

利用権の内容は 全て賃貸借です。

95ページから97ページ 笠利地区の管理表をご覧ください。

笠利地区 利用権設定27件 契約面積 43,396㎡です

その他の内容についてはお目通しください。

以上です。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第25号 農用地利用集積等促進計画の利用権設定について承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

以上で、本日、用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移します。

事務局

(中村 事務局長)

協議事項です

5月総会の日程について

- ・申請締切日 5月7日 木曜日
- ・事前協議 5月13日 水曜日 9:30～ 3階小会議室
- ・協議委員 日高委員、大瀬委員、盛委員、山田中立委員
- ・議案送信 5月15日 金曜日
- ・総会の日程 5月25日 月曜日 9:30～ 5階大会議室

報告事項2点あります。

1点目：意向調査の提出 5/7(木)連休明けまでです。まだ提出されていない方は5/7(木)までをお願いします。

2点目：ポロシャツの申し込みについて。以上です。

議長

(岸田 会長)
それでは、正会に返します。
以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
お疲れ様でした。

閉 会

令和8年4月24日

奄美市農業委員会
会長 岸田 国広

署名委員	照井	香里
署名委員	大瀬	昭信
作成者	中村	幸信